

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令
の整備等に関する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

本政令は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令の一部について所要の規定の整備等を行うものである。

2. 改正の概要

（1）国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正

- ① 国民健康保険の保険料について、未就学児（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）に係る被保険者均等割保険料の 5 割を公費で軽減している措置について、その対象が 18 歳未満被保険者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）まで拡充されたことを踏まえ、減額の対象を 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者まで拡充すること。（※1）
- ② その他所要の改正を行うこと。

（2）国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正

- ① 改正法による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 73 条第 6 項の規定により、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の財政力（所得水準）に応じて行う補助率の下限について、組合の財政力、財政運営の状況及びその被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療費適正化等の取組の状況に係る政令で定める基準に該当する組合にあっては組合の財政力を勘案して 10%以上 13%未満の範囲内で政令で定める割合とされたことを踏まえ、各補助率について見直しを行うとともに、政令で定める基準について規定すること。
- ② 改正法により国保法第 81 条の 2 第 3 項を新設し、財政安定化基金の本体基金分の取崩しに係る使途として、同条第 2 項の規定による本体基金分の取崩し及び繰入れに支障のない範囲内において、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために特に必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で取り崩し、当該額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとし、その取り崩した額に相当する額については同条第 4 項の規定により事後に積み戻すこととしたことを踏まえ、当該

取崩額の範囲や積戻しに係る期間等について規定すること。

③ その他所要の改正を行うこと。

(3) 地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正

① 国民健康保険税について、(1) ①に準じた改正を行うこと。(※1)

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正

① 改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

(5) 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）の一部改正

① 改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

(6) 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 32 号。以下「子子法施行令改正令」という。）の一部改正

① 改正法による改正後の国保法第 73 条第 6 項の規定により、新たに例外的な補助率の適用される国保組合に対する補助の額について、子ども・子育て支援納付金に係る公費負担額の額に追加すること。

(※1) (1) ①及び(3) ①については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 2 号に該当するため、本件意見公募手続の対象ではありません。

3. 根拠条項

- 国保法第 35 条、第 73 条第 1 項（同法附則第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 2 項（同法第 73 条第 7 項において読み替えて準用する場合及び同法附則第 7 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 6 項、第 81 条並びに第 81 条の 2 第 3 項及び第 4 項
- 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 5 第 2 項
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 47 条第 4 項第 3 号

4. 施行期日等

- 公布日 : 令和 8 年 10 月上旬（予定）
- 施行期日 : 令和 9 年 4 月 1 日